

令和5年9月25日

東御市告示第67号

改正 令和6年4月1日 告示第 号

東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境への負荷が少ない省エネ家電製品への買換えの促進を図ることにより、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、エネルギー価格の高騰による家庭の費用負担を軽減するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、LED照明器具及び電気冷蔵庫をいう。

(対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「対象製品」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ未使用のものでなければならない。

(1) LED照明器具

- ア 既存の照明器具（LED照明器具を除く。）からの買換えであること。
- イ 申請できる回数は、1世帯につき1回までとする。
- ウ 買い換えるLED照明器具の購入価格の合計額が、5,000円以上であること。

(2) 電気冷蔵庫

- ア 既存の電気冷蔵庫からの買換えであること。
- イ 申請できる台数は、1世帯につき1台までとする。
- ウ 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅（店舗付き住宅及び賃貸集合住宅を含む。）に対象製品を設置する者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

対象製品の種類	補助対象経費	購入事業所の区分	補助率	補助限度額
LED照明器具	本体購入価格の合計額（設置工事費及び消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1以内	15,000円
		上記以外	補助対象経費の4分の1以内	5,000円
電気冷蔵庫	本体の購入価格（消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の5分の1以内	30,000円
		上記以外	補助対象経費の10分の1以内	10,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 LED照明器具の補助対象経費が、市内に本店を有する事業所及びそれ以外の事業所で購入した金額の合算であった場合、補助金の額はそれぞれの購入事業所の区分ごとに算出した額の合計額とする。

（交付申請書等）

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書及び規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書は、次に掲げる区分に従い、該当各号に定めるところによる。

- (1) LED照明器具 東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（LED照明器具）（様式第1号）
- (2) 電気冷蔵庫 東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（電気冷蔵庫）（様式第2号）

2 規則第3条第1項及び規則第13条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象製品を購入した際の領収書等の写し
- (2) メーカー又は販売店等が発行した対象商品の保証書の写し
- (3) 対象商品の仕様書の写し
- (4) 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真
- (5) 特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し※電気冷蔵庫のみ

(6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、対象製品を購入した年度の2月末日までとする。

(確定通知等)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第14条に規定する補助金等確定通知書は、東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた者は、東御市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(使用状況等の報告)

第9条 市長は、対象製品の購入及び設置により補助金の交付を受けた者(以下「対象製品設置者」という。)に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第10条 対象製品設置者は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明器具にあつては1年以内、電気冷蔵庫にあつては6年以内に、対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年 月 日告示第 号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。